

発行：長野市農業委員会 編集：農業委員会だより編集委員会

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 ☎026(224)5060



QRコードで、作業した箇所を簡単に記録・把握できます

ロボットが作業しやすいように整備されたほ場



りんごの収穫ロボット

自動農薬散布機…ほ場地図上の指定されたルートでGPSによって自動で走行し、農薬を散布します

スマート農業とグリーン農業で環境循環型農業を推進し 中山間地域の農業を維持できるような取り組みをしています

長野市往生地で、りんごとワイン用ぶどうを栽培している株式会社ラポーザの荒井克人社長は、「中山間地域の農業を何とかしたい」との思いで、同社が開発した農業機械で農作業の無人化を図り、余裕のできた時間で耕作放棄地の耕作に取り組んでいます。

アグリレコーダーに気象情報を取り込み、さらに、肥料・農薬の施肥状況、りんごの収穫量を集計し、農業経営を総合的に管理して、今まで経験がないと出来なかった農業を“数値化”して行う農

業に転換して、新規就農者が農業に取り組みやすくしています。

また、剪定した枝から堆肥を作り、摘果したりりんごを活用した液肥を使い、化学肥料や農薬を減らすグリーン農業に取り組み、さらに、醸造過程で余ったワイン用ぶどうやりんごを原料としたクラフトビールの開発を行っています。

農業に新しい技術を取り入れ、環境循環型の農業を目指し、実践していくことが中山間地域の農業に望まれる考え方ではないでしょうか。

目次

- 頑張る新規就農者（東部地区調査会）……………2P
- 令和5年の農地の賃借料情報 ……………2P
- 農地利用状況調査・意向調査の実施について ……3P

- 農地の相続手続きについて ……………3P
- ワイン用ぶどう産地形成事業について ……………4P

頑張る新規就農者 ～東部地区調査会～



昨年8月末に地域おこし協力隊員を退任し、松代町で親元就農者支援事業を利用し農業を始めた坂本さんをご紹介します。

インタビュー

Q.ご出身は？

岐阜です。営業マンでしたが、飲食業をやりたくて東京に出て15年働き、そのうち6年は新橋でカジュアルフレンチの店を経営していました。

Q.店をたたんで長野に？きっかけは何ですか？

結婚して、妻の父が松代で栽培するシャインマスカットを送ってもらい店で出していました。甘みが強くて張りがあり、ほかの土地のものより美味しいと思っていました。そんな中、義父も高齢になり後継ぎが居ないのでぶどうの木を切ってしまうかという話を聞いて、「すぐには無理だけど、1、2年のうちには松代に帰って農業を継ぐから（ぶどうの木は）そのままにしておいてください。」と約束して、待ってもらいました。義父の畑は巨峰とシャインマスカットで2反歩、でもそれだけでは家族を養っていけない。そんな時ちょうど地域おこし協力隊の話があり、応募して、3年前に長野に来ました。

Q.協力隊の任務の傍ら、農業を学んだのですね。退任後は専業農家ですか？

松代では、畑が空いたり、荒れたりしていて、いつももったいないなと思っていました。松代は専業の人が少なく、兼業農家の親を見ていると、子どもは苦労を知っているからか、農業をやりたがらないみたいです。私は農業をやるなら、はじめから専業がいいと思っていたので、農業で食べられるという道筋をつくらないといけない。そうであれば、果樹がいいと思ったのです。

Q.農業の魅力は？

手間をかけただけいいものができる。反応がダイレクト

に結びついてくるので面白いです。

Q.ご苦労されたことは？

全体的な知識不足。消毒の知識など、何の効果があって、何のためにやる防除なのか、わかっていないといけないと思います。あと、農地探しですね。小さいほ場が多く、広くて収益のでる畑を借りるのが難しいですね。

Q.将来の夢や今後の抱負は？

飲食店と農業、両方をやり、自分の作ったものを加工し、販売までやりたいです。松代は見るところがたくさんあるので、観光客も町の人もちょうとゆっくりできる場所、コミュニケーションをとれる場所として、文化を発信するお店「カフェ」をやりたいです。子どもたちが飲食業や農業を目指したいなと思えるようなモデルになりたいと思います。

Q.休日はどのように過ごしているのですか？

好きなコーヒーを飲みに出かけます。あと、食べ歩きですね。それからキャンプもいいですね、自然が好きなので。



さいごに

ぶどうに魅せられて、自分の店を廃業して専業農家になりたいとはすごいですね！松代の救世主です。「夢だけはいくら大きく持ってもいいと思っているんで！」

と将来の抱負を目をキラキラ輝かせながら語ってくれました。頑張ってください。

令和5年の農地の賃借料情報(全市)

(金額：年額/10a)

	田(水稲)の部	畑(普通畑)の部	樹園地の部
平均額 (円)	5,700	5,700	7,600
最高額 (円)	13,000	15,000	27,500
最低額 (円)	2,000	1,000	2,000
データ件数	125	256	358
使用貸借件数(無償)	118	419	121

令和5年1月から12月までに、長野市内で締結(公告)された賃借料水準(10a当り)です。

※あくまでも参考ですので、実際の賃借料は土地の条件等に応じて貸し手、借り手の両者でよく協議したうえでご決定ください。

※賃借料情報の信頼性を高めるため、全賃借料データの平均値×±70%を超えるものは除いています。

●地区別の賃借料情報は、長野市のホームページをご覧ください。

長野市 農地 賃借料



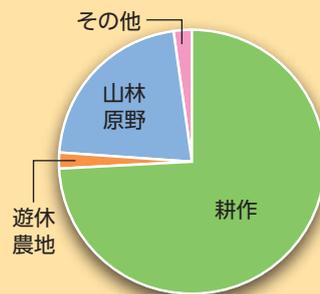
農地利用状況調査・意向調査の実施について



農地パトロール(利用状況調査)は、毎年市内全域で行っているもので、本年度は初めてタブレットを導入し、昨年8月～10月に実施しました。調査では前年のパトロールにおいて把握した遊休農地が解消されているかに重点を置き、併せて新たに遊休化・荒廃化した農地がないかについて、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地流動化協力員が現地確認しました。

調査結果

- 耕作…7,892ha (74.2%)
- 遊休農地……226ha (2.1%)
- 山林原野…2,303ha (21.7%)
- その他……213ha (2.0%)



実施した農地パトロール(利用状況調査)で得られた情報をもとに、遊休農地及び耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地について、農地の所有者に今後の農地の利用や維持管理について検討していただき、農地中間管理機構^{*1}を通じて貸借のあっせんを依頼する等の意向を確認しました。

農家の高齢化や担い手不足により増加する遊休農地は、放置すると雑草が茂り病害虫の発生や鳥獣害により周辺の農地に悪影響を与えます。今後地域の将来像を描く地域計画を作成し、どのように農地を守っていくか、地域をあげた取り組みが求められています。

また、調査により、山林・原野化し再生利用が困難と判断された農地は、非農地^{*2}決定を進めています。該当する農地所有者の方へ順次非農地通知交付申請書を送付していますので、申請手続きをお願いします。農地の適切な管理にご協力をお願いします。

- ※1 農地中間管理機構とは、都道府県等が出資して組織されている法人であり、農地の中間的な受け皿となって、農地を貸したい人から借り受け、経営規模拡大や効率化を図る担い手へ貸し付ける事業を行っています。
- ※2 非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畑)で、耕作放棄等により山林・原野化し、再生利用が困難と認められるもの



問い合わせ：農業委員会事務局 ☎026-224-5060

農地の相続手続きについて

～未相続のままの農地はありませんか？～

農地の所有者が亡くなってから、長期間放置されてしまうと、相続人が多数となり、権利関係の複雑化が予想され、誰の農地かわからなくなってしまう、いわゆる「所有者不明農地＝耕作放棄地」になってしまうおそれがあります。農地の権利を相続等により取得された場合、相続登記完了後できるだけ速やかに、農地のある農業委員会へ届出をお願いします。

ご相談は、農業委員会事務局 (026-224-5060) まで

田や畑など農地をはじめとする土地の相続に係る制度紹介

※令和6年4月1日より相続登記の義務化がはじまります

相続(令和6年4月1日より前に発生したものも含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内(施行日前の相続等は施行日から3年以内)に相続登記の申請をしなければなりません。なお、正当な理由がなく相続登記の申請をしなければ10万円以下の過料が科されることがあります。

※相続土地国庫帰属制度が創設されました

令和5年4月27日から相続等により取得した土地について、所有者からの申請により所有権を国に移転することができる相続土地国庫帰属制度が全国の法務局で始まりました。

いずれも詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。



農業委員会からのお知らせ



農業政策課からのお知らせ



ワイン用ぶどう産地形成事業について



長野市では、平成27年度から「ワイン用ぶどう産地形成事業」によりワイン用ぶどうの栽培支援を行っております。平成31年には、栽培者や栽培者団体で構成される「長野市ワイン用ぶどう研究会」が組織され、栽培技術の向上や収穫量の増加に伴い、ワイナリーを建設してワイン生産に取り組みたいといった声を多数いただきました。

この声を受け、本市ではワイン・シードルの製造を通じた農業振興と地域活性化を目指し、令和5年1月に「長野市ワイン・シードル特区」の認定を受けました。

特区認定により、長野市内において生産された果実を原料とした果実酒を製造する場合の酒税法の最低製造数量基準が、2キロリットルに緩和され、小規模事業者の参入が可能となりました。

このような状況の中で、多くの消費者の手に取ってもらうためには、特色あるワイン生産が重要であるため、かつて本市で盛んに栽培され「善光寺ぶどう」の呼称で親しまれた品種「竜眼」について、苗

木購入に対する補助率を増やすなど、長野市産ワイン用ぶどうの生産を支援しております。

令和5年10月1日現在の調査では、市内20の団体・個人により、約15.5ヘクタールのは場でワイン用ぶどうが栽培されており、その内「竜眼」の栽培面積は約1.2ヘクタールとなっております。

現在、民間事業者が篠ノ井有旅地籍で長野市初のワイナリー建設を進めており、長野市産ワインが誕生する日も、間近であると感じております。

長野市では今後も、ワイン用ぶどう栽培による、地域の活性化を支援してまいります。



■ワイン用ぶどう産地形成事業の内容

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> (1)市内に住所を有する農業者であること (2)受益面積2アール以上のほ場であること (3)ワイン原料としてワイナリーに持ち込まれる品種であること (4)国若しくは県の支援又は市から別の補助金を受けていないこと 	
補助対象経費	苗木購入経費、支柱等施設の購入・設置経費	
補助率	<ul style="list-style-type: none"> (1)中山間地域 事業費の5/10以内 上限150万円 (浅川、小田切、芋井、信里、西条、豊栄、保科、七二会、信田、更府、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条) (2)その他の地域 事業費の5/10以内 上限50万円 (3)竜眼の苗木購入は中山間地域7/10以内 その他の地域は5/10 上限額は上記による 	

詳細な事業内容については、長野市農業政策課(☎ 026-224-7274)にお問合せください。



農業者年金 しっかり積み立て、がっちりサポート

貯蓄感覚で始めてみませんか？ 次の要件をすべて満たしていれば、誰でも加入できます

- 1** 20歳以上
60歳未満
- 2** 年間60日以上
農業従事
- 3** 国民年金
第一号被保険者

* 保険料は、月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択できます。
35歳未満で要件を満たす方は、月額1万円から加入できるようになりました。
* 60歳以上65歳未満の方も国民年金に任意加入していれば加入できます。
* 国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)と重複して加入することはできません。



イラスト/からけみ

詳しくは… <https://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

